

第144回広島2人デモ 被曝なき世界へ

2018年1月5日(金曜日) 18:00 ~ 19:00
金曜日に歩いてます 飛び入り歓迎です

There is no safe dose of radiation
「放射線被曝に安全量はない」
世界中の科学者によって一致承認されています。



黙っていたら“YES”と同じ

広島2人デモはいてもたってもいられなくなった仕事仲間の2人が2012年6月23日から始めたデモです。私たちは原発・被曝問題の解決に関し、どの既成政党の支持もしません。期待もアテもありません。マスコミ報道は全く信頼していません。何度も騙されました。また騙されるなら騙されるほうが悪い。私たちは市民ひとりひとりが自ら調べ学び、考えることが、時間がかかっても大切で、唯一の道だと考えています。なぜなら権利も責任も、実行させる力も、変えていく力も、私たち市民ひとりひとりにあるからです。

詳しくはチラシをご覧ください

私たちが調べた内容をチラシにしています。使用している資料は全て公開資料です。ほとんどがインターネット検索で入手できます。URL表示のない参考資料はキーワードを入力すると出てきます。私たちも素人です。ご参考にしていただき、ご自身で第一次資料に当たって考える材料にしてください。幸いです。

四国電力

広島高裁、伊方3号機 に即時運転禁止を命令

火山大国日本に原発はいらない

勝ちました
伊方3号
即停止

原発裁判で高裁住民勝訴は 史上初

2017年12月13日午後1時30分、広島高等裁判所は四国電力伊方3号機の原子炉運転禁止の仮処分命令を出しました。原発裁判で高裁住民勝訴は史上初めてのことです。

原告人4名(広島市市民3名・松山市民1名)は、伊方3号炉の運転は、憲法に保障されている人格権侵害の具体的危険があるとして、当初広島地裁に申し立てていたのですが、17年3月住民敗訴の決定が出されました。原告人と原告人を選出した私たち伊方原発広島裁判原告団は、地裁決定を不服として高裁に即時抗告。

これに対して広島高裁(野々上友之裁判長、太田雅也右陪席、山本正道左陪席。なお野々上裁判長は決定直後の12月20日に定年退官)は、火山事象(巨大噴火に伴う火砕流と火山灰)に関する原子力規制委員会の審査に不合理があるとして、住民側の申立を認め、伊方原発を立地不適地とし、18年9月30日までの期限付きながら伊方原発3号機の即時運転禁止を命令したのです。

この決定のメッセージは極めてシンプルです。それは「火山大国日本に原発はいらない」というものです。

写真1 2017年12月13日広島高裁乗り込み行進時の写真



【写真説明】 寄せ書き横断幕「核と人類は共存できない」を掲げて、広島高裁に乗り込みました。故森滝市郎氏の本来の言葉は「核エネルギーと人類は共存できない」原爆も原発も反対を貫き闘い続けた人でした。

写真2 広島高裁決定文交付後、旗出しの様子



【写真説明】 広島高裁から決定文交付を受け高裁前にて結果を旗出し。河合弘之弁護士(脱原発弁護団全国連絡会共同代表)から結果発表中の様子。「私たちの思いが通じました。瀬戸内海が守られます。」「原爆も原発も同じ核による人類に対する惨禍だ…私たちのこの闘いと、ICANの闘いが合流しているということを広島の地点で示せたことは、大変意義の大きいことだと思います。」

無名の市民にも原発を止める力がある

考えてみれば広島で伊方原発の危険を広島地裁に訴え、差止を求めようと決めた2015年の秋口、私たちはメンバー10名にも満たない小さな反原発市民運動グループでした。確信と決意に満ち、優秀で熱心な弁護団に恵まれ、またすぐれた広島高裁の裁判官たちに出会ったという幸運もありましたが、今回私たちが示したのは、無名で財力もなく、普通の市民であっても、団結すれば原発を止める力がある、日本国憲法がそれを保障している、という事実だと思います。



仮処分は松山、大分、山口でも

伊方原発を止めようとする無名の市民グループは図1のように伊方原発を取り囲んで瀬戸内

各地域に存在します。

仮処分裁判だけでも、伊方原発を止めようと立ち上がったのは、2016年3月の広島に続いて、5月31日には松山で、6月29日には大分で、そして17年3月3日にはついに山口の市民も立ち上がりました。「福島原発事故は風化しつつある」という浅薄な観察とは裏腹に、これら市民たちは「福島原発事故」の教訓に深く学び、あるいは痛烈な反省を胸に、一層進化した方法で原発を止めにかかったのです。



自分の生活圏の原発を止めよう

これら市民たちの発想は共通しています。福井や大阪、京都、鹿児島や佐賀、福岡の市民と同

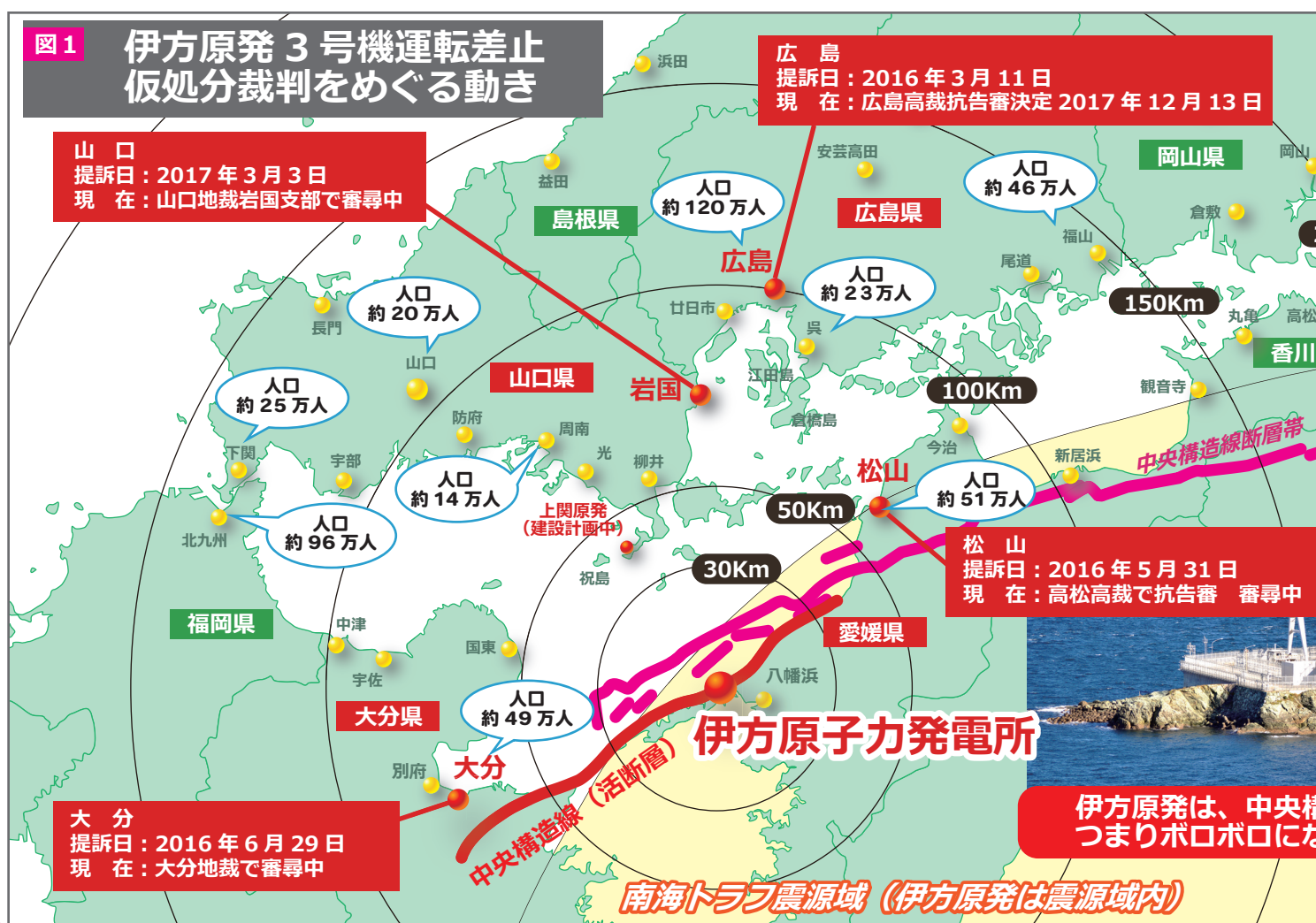
様、「自分たちの生活圏の原発をまずは止めよう」というものでした。

伊方原発だけをとってみても、広島は（高松の熱烈な支援を受けながら）広島高裁で勝ちを拾いました。松山は現在高松高裁で抗告審尋中です。大分は大分地裁で激しく戦い、山口は山口地裁岩国支部で有利に戦っています。

広島の歯止めが仮に今後失われても、松山（現在高松高裁）、大分、山口で歯止めがかかる可能性があります。

私たちは一体の戦いをしています。

無名の市民であっても団結すれば、原発を止められるのです。



決定のポイントは火砕流と火山灰

広島高裁決定文は400頁という長文です。しかしその構造はいたってシンプルです。

右表は「広島高裁が指摘する今回裁判の争点」一覧表です。実質的な争点は①司法審査の在り方、②新規規制基準の合理性に関する総論、③新規規制基準に関する各論の3点です。

実は高裁決定は②も③も四国電力の言い分を認め、私たちの言い分をすべて却下しているのです。

しかし③の各論の中で「火山事象」については、新規規制基準の合理性（火山評価ガイドの合理性）を認めつつ、その火山評価ガイド通りに審査していない、よって火山事象については規制委の審査は不合理である、と結論しています。



阿蘇4噴火で火砕流到達の可能性

一体どういうことなのでしょう？現在の火山学では、日本に10箇所ある巨大火山の噴火時期や噴火規模を合理的に予測することはできません。図2の阿蘇カルデラもその一つです。そうすると火山ガイドによれば、過去最大の噴火、すなわち9万年前の阿蘇4噴火で火砕流が伊方原発に到達した可能性が小さいことが審査合格の条件ですが、四国電力の示した証拠では、その可能性が小さいとはいえ、伊方原発は巨大噴火の危険に曝される可能性があり、原発の「立地不適地」である、と結論しています。

火山事象については、火砕流とは別な問題である火山灰問題を含め、住民側の完全勝利だったのです。

広島高裁が指摘する争点

- ①司法審査の在り方
- ②新規規制基準の合理性に関する総論
- ③新規規制基準の合理性に関する各論
- ④保全の必要性
- ⑤担保金の額

よく伊方原発運転期間中（使用済み核燃料敷地撤去を含め100年間）に、阿蘇カルデラが巨大噴火する筈がない、といった類いの批判がありますが、この批判は的外れ。

論点は阿蘇4噴火の際、火砕流が伊方に達したかどうか、その可能性が十分小さいかどうかなのです。

火山ガイドを逆手にとった名決定といえましょう。





100km圏の広島も放射性物質で 生命・身体に具体的危険

100km 圏住民にも 具体的危険

画期的な高裁決定に対して新聞・テレビなど大手マスコミは一斉にトップニュースとして全国に報道しました。原発推進の安倍自公政権、大手電力、経産省に大打撃を与えるニュースですからトップニュース扱いは当然でしょう。

特に伊方原発の地元愛媛県の愛媛新聞は「伊方3号差し止め」のぶち抜き大見出しで報じています。(写真3参照)

しかしマスコミがあまり大きくは伝えなかったもう一つの重要争点があります。

それは伊方原発から60km圏の松山市民はもちろんのこと、100km圏広島市民にも、事故時の放射性物質によって「生命、身体に直接的かつ重大な被害」が及ぶ具体的危険があるとした点です。

低線量被曝の危険を 強く示唆

100mSv以下の被曝のことを低線量被曝といいますが、そして日本政府の公式見解は「100mSv以下の放射線被曝で人体に害があるという科学的証拠はない」(あるいは「100mSv以下の被曝は安全」)というものです。事故時私たち広島市民が被る被曝もやはり100mSv以下の低線量被曝です。

つまり広島高裁決定は、「100mSv以下の低線量被曝であっても、生命、身体に直接的かつ重大な被害が及ぶほど危険」であることを強く示唆したことになります。

広島で裁判官生活を送ること16年、被爆者認定訴訟で原告勝訴の判決を言い渡したこともある野々上裁判長の、低線量被曝の危険に対する高い見識と深い理解が窺えます。

「100km圏にも放射線被曝の危険が及ぶ」とした高裁決定は今後の原発裁判や福島訴訟にも大きな影響を与えることでしょう。



写真3 2017年12月14日付 愛媛新聞1面記事

【写真説明】新聞の見出しは、世の中への影響を考えてつくられます。各社ともに一面で取り上げましたが、愛媛新聞はタイトルを「ぶち抜き」で報道しました。100km圏の広島市民も危険として人格権の保全が認められたのに、広島の中新聞の扱いは愛媛新聞より小さいものでした。

写真4 2017年12月13日広島高裁決定後の記者会見の様子



【写真説明】高裁決定当日の記者会見の様子です。決定を報道で知りかけつけた人もいて、会場は満員になりました。

市民グループ結成から高裁勝訴まで

福島原発事故に衝撃を受けた私（哲野）と網野は、事故の翌日から勉強を開始しました。12年頃生まれてはじめて市民運動も経験しました。「広島2人デモ」をはじめたのもこの頃でした。やがて同志を求めるようになり10人足らずの反原発市民運動グループができました。

標的は自分たちの生活圏にある伊方原発です。広島市議会に対する請願運動を経験する中でさらに有効な運動形態を模索しました。中で福井市民たちの関西電力高浜原発仮処分差止には「こんな手もあったのか」と目を睨りました。

東京から河合弘之弁護士にも来て貰い説明会を兼ねた勉強会を開き、グループ内で討論を重ね、裁判闘争という形態を採用することにしたのは、15年11月の終わりの頃でした。福島原発事故5周年の16年3月11日に、仮処分と本案訴訟（本訴）を広島地裁に同時提訴したのです。（右表参照）

私も網野と共に4人の仮処分申立人に名前を連ねました。

16年3月28日の第1回仮処分審尋期日を皮切りに（写真5参照）、6回の審尋期日を重ね、17年3月30日には広島地裁で申立却下決定（写真6参照）、一敗地に塗れました。申立人4人は腹を決めており動揺することなく、今度は広島高裁に即時抗告。2回の審尋期日を経て結審（写真6参照）、決定を待つばかりとなりました。

正直、即時抗告の当初、勝てるという見込みは全くありませんでした。地裁で負けた決定を高裁でひっくり返すという前例は全くありません。

高裁裁判体の熱心な審尋ぶり、自分の頭で考えようとする姿勢を見るにつけ、「勝てるかも知れない」という期待が変わったのは11月になってからでした。後はみなさんご承知の通り、勝ちました。しかしこの勝利は一過性のものに過ぎません。戦いはまだまだ続きます。

2012年	7月	「伊方原発を止めよう！」デモ開始（月2回）
2013年	7月	広島市議会請願署名グループ「結・広島」結成
2014年	1月	署名1万人を目指し「結・広島」を「広島1万人委員会」へ改組
	3月	請願は廃案
2015年	11月	提訴に踏み切ることを決定
2016年		
	3月11日	本訴 仮処分 同時提訴 伊方原発広島裁判原告団は、①伊方原発運転差止等請求（本案訴訟）と、②伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立（仮処分）の2件を広島地裁に同時提訴。原告団は、この時点で66名（うち原爆被爆者18名）。原告団のうちの3名が、仮処分申立人となる。
	6月13日	本訴 第1回口頭弁論期日。堀江原告団長が意見陳述。定例学習会「放射線被曝とは何か？」を開催
	6月16日	仮処分 仮処分第2回審尋。主に四国電力から反論の書面提出
	7月13日	仮処分 仮処分第3回審尋。定例学習会「伊方なしでは需給綱渡りという四電の大ウソ」開催。
	8月3日	第2陣 提訴 広島地裁に第2陣の原告79名が追加提訴。（うち原爆被爆者16名）原告のうちの1名が追加仮処分申立人となる。
	8月22日	本訴 本訴第2回口頭弁論期日。四国電力から反論書面提出
	9月13日	仮処分 仮処分第4回審尋。（四国電力側プレゼンテーション）仮処分説明・討論会『仮処分申立が世間に与えたインパクト』を開催
	9月20日	仮処分 仮処分第5回審尋。（申立人側プレゼンテーション）
	11月30日	本訴 本訴第3回口頭弁論期日
2017年		
	2月6日	本訴 本訴第4回口頭弁論期日。定例学習会「原発問題は畢竟低線量被曝問題」を開催
	3月30日	仮処分 伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立事件で広島地裁は申立却下。地裁前集会、記者会見・報告会を開催
	4月19日	本訴 第3陣 提訴 本訴第5回口頭弁論期日。本訴第3回目（第3陣）の67名（うち被爆者は2名）の原告提訴。原告数は212名となる。
	7月5日	本訴 本訴第6回口頭弁論期日
	7月12日	仮処分 仮処分第1回抗告審。同日定例学習会「吉岡決定を原告団が斬る！～広島地裁仮処分却下決定批判～」を開催
	9月13日	本訴 仮処分 第7回口頭弁論・高裁第2回審尋。日テレディレクター、加藤就一氏講演会・討論会「伊方原発と米ショアハム原発の違い～米ショアハム原発に見る避難計画と原発廃炉の道筋～」を開催
	11月8日	本訴 第4陣 提訴 第8回口頭弁論期日・第4陣提訴
	12月13日	仮処分 広島高裁、伊方3号機差止命令

写真5



2016年4月28日第1回審尋の地裁乗込行進

写真7



写真6



2017年3月30日広島地裁の却下決定時の旗出し

2017年9月13日高裁抗告審第2回審尋後の記者会見

広島高裁決定の意義と問題点

さて今回広島高裁決定（以下野々上決定）を弁護団はどう評価しているのでしょうか？

右頁当日発表された弁護団声明を参照しながら見ていきましょう。

差止自体を高く評価

声明は2.で、高裁として現実に原発の運転禁止を命じるのは史上初めてのことであり、このことの意義は大きいとして高く評価します。しかも世界最初の被爆地ヒロシマの高等裁判所として「これ以上放射線被曝に苦しむ人々を増やさない決定」としても高く評価しています。

つまり弁護団は、野々上決定を高裁としてはじめて現実的に原発運転禁止命令を出したことで、裁判所として放射線被曝、特に私たち一般市民の被る被曝としては低線量被曝を否定する決定だったことと二重の意義を見出していることになります。

被爆地ヒロシマの高裁

特に5.では福島第一原発事故が収束していないことに触れ、「その被害は深刻さを増している」と指摘しています。この場合被害とは直接に低線量被曝被害のことであり、間接には「被曝被害」から逃れようとして行われる「避難」

そのものによる被害（避難被害）の両方を指しています。

また6.では「原爆を投下され被曝を強いられた広島において二度と放射線による被害＜被曝＞を受けることを拒否するという申立人らの思いが実現するよう、原発事故による被害が二度と生み出されなくなるまで、闘い続けることを宣言する」と完全に私たちの考えを代弁してくれています。

実際に原発事故による被害とは放射線被曝被害、もう少し限定していえば低線量被曝被害なのです。

地震動評価は不当

それでは弁護団は、野々上決定に完全に満足しているのかということではありません。

3.で「地震動に対する原発の安全性については、地震科学の不確実性を見誤って」といると指摘。

実際に、野々上決定は、伊方原発が念頭に置く中央構造線断層帯全体が連動して地震動を起こしても、その一部が地震動を起こしても、その放出する地震のエネルギーは変わらないとするようなおかしい計算結果を「不合理はない」と認めてしまっています。（図3参照）

また今回広島仮処分裁判では本格的に証拠として提出されてい

ませんが、深刻な地震をもたらす中央構造線断層帯は、これまで四国電力などを含めて伊方敷地沖海面約6－8kmの地点を走っているのではなく、伊方敷地からわずか600m程度のところを走っているとする新たな知見（提唱者の小松正幸元愛媛大学学長や広島大学理学部の早坂康隆准教授の名前をとって小松＝早坂知見）が証拠として提出されれば、様相は全く違った展開を見せたかも知れません。

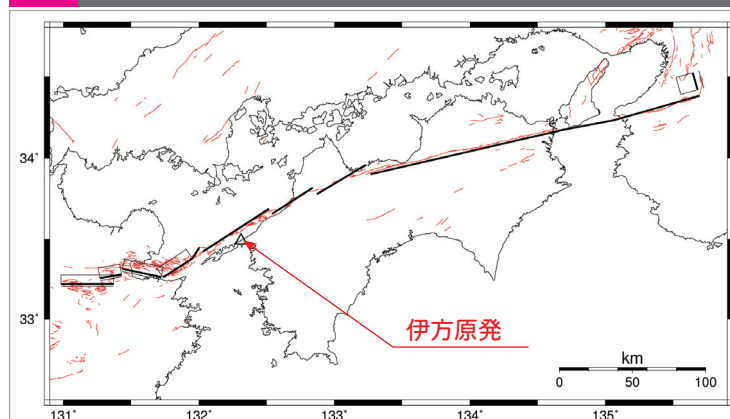
小松＝早坂知見は山口仮処分裁判では正式に証拠として提出される見込みで、山口地裁岩国支部で開かれる第6回審尋期日（18年2月8日）では、小松名誉教授の証人尋問が正式決定されています。

期限付きはおかしい

弁護団は、野々上決定が差し止め期限を「18年9月30日」としている点も不当としています。

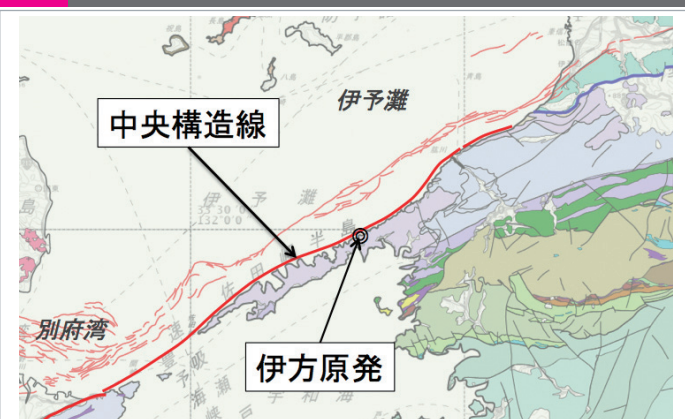
4.では「そもそも、本決定で示された差止の理由は、火山事象に対して全面的に本件原発安全性を有しない（立地不適地）」だったので、期限を過ぎたとしても「本原発が安全でない（立地不適地）」という事実は何ら変わるものではない」と至極まっとうな理由をあげ、期限が過ぎれば「改めて差止仮処分申請」を行う、としています。

図3 中央構造線断層帯と九州側の別府－万年山断層帯、480km



【出典】原子力規制委員会第156回審査会合資料1-1「伊方発電所 地震動評価 特定して策定する地震動（中央構造線断層帯地震動評価）」（四国電力）31頁
<http://www.nsr.go.jp/data/000036090.pdf>

図4 活断層、中央構造線存在の指摘（四国電力は未検討）



【出典】広島大学理学部早坂康隆教授講演レジュメより
http://saiban.hiroshima-net.org/pdf/20170304_hayasaka.pdf

弁護団声明

(広島高裁決定を受けて)

2017年(平成29年)12月13日
伊方原発運転差止広島裁判弁護団

- 1 広島高裁第2部(野々上友之裁判長, 太田雅也裁判官, 山本正道裁判官)は, 本日, 伊方原発3号機運転差止仮処分命令申立却下決定に対する即時抗告事件において, 伊方原発3号機の運転差止を命ずる仮処分を求める住民らの申立てに対し, 平成30年9月30日までの期限をつけて運転を差し止める旨の決定を出した。
- 2 高等裁判所として現実に原発の運転禁止を命ずるのは, 史上初であり, また, 被爆地ヒロシマの裁判所においてこれ以上放射線による苦しむ人々を増やさない決定がなされた意義はひとまず大きい。これによって, 四国電力は, 伊方原発3号機について, 現在行なわれている定期検査に伴う運転停止を終えた後も(送電開始予定日は2018年(平成30年)1月22日), 運転を再開することはできなくなった。
- 3 もっとも, 本決定の内容については, 原発の危険性について正しく認定していない点も見られる。特に, 傍論とは言いながら, 地震動に対する原発の安全性については, 地震科学の不確実性を見誤って事業者の楽観的な主張を踏襲している点, 地震本部の策定したいわゆるレシピを絶対視して不確実性を踏まえない点で, 福島第一原発事故の教訓を活かしきれておらず, 再び深刻な事態が生じかねない内容となっている点で極めて不当である。ただし, これらの点はあくまでも傍論であり, 判例的価値は有しないと考える。
- 4 なお, 本訴において証拠調べをするためとの理由で平成30年9月30日までの期限付の差止めとしている点でも不合理である。現在本訴において証拠調べ等の審理の見通しは立っていない状況であり, 被告側は反論すら出していない。
そもそも, 本決定で示された差止の理由は, 火山事象に対して全面的に本件原発が安全性を有していないという点であり, 火山ガイドの抜本的な見直しや十分保守的な対策が講じられない限り, 期限を経過したとしても, 本件原発が安全でないという事実は何ら変わるものではない。
9月30日が迫った段階で本訴が終了していない場合, 我々は, 改めて本原発差止仮処分の申請をする予定である。また, 四国電力に対しては, 上記期限を経過した後も, 本件原発を再稼働しないことを強く求める。
- 5 福島第一原発事故が発生してから6年9か月以上もの長い時間が経過した現在において, その被害は収束するどころか, 深刻さを増している。国からは避難指示解除によって事故前の基準の20倍も汚染された地域で生活するように強いられ, 必死の思いで避難して, ようやくみなし仮設住宅に落ち着いた人たちは, その住宅の明け渡し請求訴訟まで起こされている。避難指示が解除されても, 汚染された地域へ戻る人は少なく, ふるさとの存続が危ぶまれる状況にある。
- 6 私たちは, 本決定が現実に本原発の運転を差し止めたという事実を高く評価する。また, 火山事象に対する問題点は, 全国の原発においても同様に当てはまる問題であるから, 他の原発においてもこの点を追求していく。原爆を投下され被爆を強いられた広島の地において二度と放射線による被害(被曝)を受けることを拒否するという申立人らの思いが実現するよう, 原発事故による被害が二度と生み出されなくなるまで, 闘い続けることを宣言する。

以上

2017年12月13日決定日 当日記者会見にみる弁護団の指摘

(この稿は松山在住の原告人、小倉正さんが起こしたテキストを基にしている)

(記者会見は広島弁護士会館3階大ホールで午後3時過ぎから始まった。記者会見は前頁掲載の弁護団声明を読み上げるところから開始された)

原発を差し止めた点がもっとも重要

河合弘之弁護士(広島裁判仮処分弁護団団長・脱原発弁護団全国連絡会共同代表)

今、弁護団声明を読み上げた通りですが、一番とにかく重要な点は、(原子力規制委員会の)火山ガイドとその審査の不当性をきちんと明示してそして原発を差し止めたところが非常に重要でございます。

裁判の構造というのを少しお話ししたいと思います、いくつか論点がたとえば5つあったとしてそのうちの一つで原告の申立が、申立人の言っていることが理由がある、ということになれば、他の点は判断はするまでもなく原発は差し止めなければならない、という法的な構造となっています。

でそれ以外の部分は付け足しの傍論、ということで判例上重要な意味を持たないというのが法律学の基礎でございます。民法学の泰斗である末広徹太郎先生なんかも、判例のどこが結論と結びついている理由なのか、そこをよく見極めろ、それ以外のところは傍論だから、見失ってはいけない、といわれている。

これは法律家で言えば常識なんですけれど、本件でいうと、判例としての価値を持つのは、火山ガイドに基づいてなされた火山審査はいいかげんであって無効である、だから止めなければならない、というそこが本論でございます。

それ以外のところは、傍論であるから、本来であれば、これが無効であれば、その余の判断をするまでもなく原発を差し止める、とするのが普通であります。ただし、本件についていうと、傍論を書いちゃいけないということもないというわけですので書かれています、判例の価値があって高裁の重要性があるのは火山論の部分のところ、そこについては私どもの言い分がほぼパーフェクトに認められたという状況でございます。しかもこの火山についての判示はですね、他の原発にもあてはまることなので、(他の原発裁判に)水平展開をできる極めて重要なことでございます。そこで完璧に勝ったことは大変喜ばしいことです。

火砕流問題と火山灰問題

司会：松岡幸輝弁護士(広島弁護士会)

ありがとうございました。補足して説明をするところがあれば、甬守先生、中野先生いかがでしょうか？

中野宏典弁護士(山梨県弁護士会)

今回の決定、特に重要な、火山事象についてその危険性を認めて差し止めに認めたことが大きな意義を持つ。弁護団声明にもありましたが、一応9月30日までということで期限付き、になっているというところ若干ひっかかる。

火山事象について、ご存じの方もいらっしゃるかと、火砕流の問題それから火山灰の問題の2種類ありまして、いずれの点も違法性、危険性を認めているのがこの決定の特徴でございます。

火砕流については、阿蘇4(阿蘇カルデラ4噴火。約9万年前に発生した破局的噴火)。

設計対応ができないということ、到達していればもう対応することができない危険なものですけれども、そういうものが過去に到達しているという事実を踏まえて、あるいは火山学の中でどういう規模の噴火が起きるのか事前に予測することも難しい、ということが火山学者も多く発言していますがそのことを踏まえて、火砕流のことを十分に検討できていない。

この決定を一部読みますと、「火砕流が到達しているケースでその影響が小さいというには相当確かな立証をしていなければならない。」としています。(四国電力に)その立証ができてないということです。

火砕流が到達している原発はそんなに多くない、川内、玄海もかなり問題になるかもしれません。それから六カ所(青森県六カ所村にある日本原燃の再処理施設)にも到達とされる。そういう原発、他の施設にも大きな影響を有する決定です。

火山灰については、規制委員会において、火山ガイド改訂が行われている、されようとしていますけれども。(原子力規制委員会の内規である「火山影響評価ガイド」のこと。17年11月29日に改訂され、広島高裁決定日の翌日14日から施行された。)

特徴的なのは、私たち噴火の規模が予測できないから、もっと多い火山灰が降る可能性があるということを主張してきた訳ですが。ガイド改訂の主眼は“量”ではなく“濃度”の点だったわけですね、濃度を過小評価していた、今般の火山ガイドの問題ではなく、今回決定は、濃度、3.1g/m³、それも過小の可能性あるという認定をしています。規模の予測ができないので、そもそもどれくらいの(火山灰の積もる)“厚さ”も認定することができないんじゃないですか、こういうことですね。

ですから現時点で原子力規制委員会がやっている、濃度さえなおせばなんとかなる、という小手先の改訂をしようとしているが、この改訂はそれ自体充分なものではないといえないか、という警鐘を鳴らす決定だといえます。

火山灰問題は、火砕流問題以上に多くの原発に影響を与える。特に福井の原発群は火山灰の影響を非常に受けやす、あまり影響を受けない原発は全国に数少ない、非常に沢山の原発に影響がある重要な決定だったと思います。

「100km 圏も危険」は 一歩踏み込んでいる

甬守一樹弁護士(第二東京弁護士会)

広島高裁は火山の点で欠点があるという認定になっているが、その他の点については、規制委員会の判断が合理的であるというような認定に終始したことは非常に残念だと思いますけれども、しかし、火山は我々の主張をみとめて、そして差し止め判断したところは評価できると考えております。 <次頁に続く>

それから広島特有の問題として、債権者が遠い距離にお住まいの方がメインというところもあって、その点について若干ふれていないでもないが、基本的には100キロ離れていても、それは原発事故によって生命・身体に危険および地域だと、その地域に居住していると認定されていますので、原発事故の範囲の広がりというところをこれまでよりも少し踏み込んだ判断になったところも、重大といえますか、ようやくそこまで判断するようになったかなと思います。

司会：松岡弁護士

松山からお出でいただいた薦田弁護士をお願いします。

薦田伸夫弁護士（愛媛弁護士会）

今日の決定、期限付きとはいえ、高等裁判所が原発の運転の差し止め命令したと、非常に画期的な決定だと思います。

愛媛で原発を止める裁判をやっていると、特に佐田岬半島の原発から西にある、実際に逃げられない人たち中心に、この伊方3号炉が再稼働されて実際に眠れない夜が続いていると、そういう問題をやはり肌身にしみて感じるんですけれども。

期限付きとはいえ、3号炉の運転がすくなくとも9月までは禁止されたら、そのことの意義は非常に大きいと思います。

それから、電力会社の中で四国電力が小さな電力会社で、北海道電力もそんなに大きくないんですが、原発では比較的后発組で、伊方は1、2、3と3基もあります。泊原発も1、2、3とあります。泊は再稼働の申請について1～3すべてを申請したが、伊方は（申請したのは）3号だけなんです。ですから再稼働申請した時点で、私は1、2号はもう廃炉にするんだらうなと思っていましたが、その後の進展で1号炉は現実には廃炉になりました、2号炉について来年3月末まで、廃炉にするか再稼働にするか判断すると社長は言っていますけれど。

今日の決定で、訴訟リスク電力会社の側の視点ですが現実のものとなりましたので、おそらく

2号炉の廃炉はこれでほぼ決まったのではないかと思います。

福井の決定を大きく変える

島田広弁護士（福井弁護士会）

福井から来ました、関西電力大飯3・4号差し止め弁護団の弁護団長させていただきます島田です。

私も勝利、という声を聞いて大変感動した。全国の原発訴訟を闘っている弁護団・原告団に非常に大きな希望を与える決定となった。これまで原告団、債権者（[仮処分裁判の申立人のこと](#)）の皆さん、それから弁護団の皆さんに心から感謝の気持ちを述べたいと思っています。

さきほど中野弁護士のご説明にありましたけれど、火山の問題、私ども福井にも関係してくる問題、福井は阿蘇ではなくて鳥取県の大山の噴火が問題になっておりまして、今回指摘のVEI6（VEI＝火山爆発指数。指数は0～8までである）という大規模噴火も想定されるという、今回の火山灰の問題ですけれども非常に大きな影響を与える。どれくらいに影響があるか、そもそも充分な把握ができないんじゃないか、ということも含めて非常に大きな影響があります。

私どもの訴訟では非常に残念ながら、今名古屋高裁金沢支部で裁判行われていますけれども、私どもも火山灰の問題主張したんですが、12月5日に高裁支部が証人尋問を行わずに審理を終結するという不当な訴訟指揮をした。今回の決定を力に、再開の申立をしていきたい。

福井の訴訟を大きく変える決定になったんじゃないかな、本当にありがとうございました。

河合弁護士

補足説明を中野弁護士からしてもらいます。

中野弁護士

火山灰と火砕流について、どういう影響があるか、少し説明をしろということですので。

火砕流、マグマが噴出して非常に大きな噴煙柱という上の方に柱が立つ、それがいろんなガスと一緒に下っていく。温度で言うと500～600度、速さでいうと時速100kmという猛烈な速度、の高速の“気体密度流”という言い方するんですが、それが非常に速く到達するのでもう建物とか構造物が全てふっとんでしまうというようなとても怖い被害が生じるものです。

みなさん雲仙の火砕流という言葉聞いたことがあると思いますが、あれよりもはるかに大きい規模でして、もう全方向に向かって160キロ先にまで山口県にまで到達していること明らかになっているんですが、そういうとても怖い規模の大噴火、それが起こると原発ももう対応のしようがないということで、冷却も出来なくなりますし、コントロールも出来ない状態になって、放射能が沢山放出されることになる。

火山灰については、一番問題になるのは、電源と冷却機能が喪失してしまうことでして。

外部電源託送送電線ありますが、それに付着して漏電して外部電源が喪失してしまう。その後、非常用ディーゼル発電機でなんとか冷却しようと試みるんですが、空気を入れるところのフィルターが灰によって目詰まりして止まって停止、こういう問題を指摘してきました。冷却機能が維持できなくなる。

福島事故の時に「止める、冷やす、閉じ込める」と言う言葉がありましたが、冷やすということができなくなる。それによって閉じ込めておくことができなくなっていく。それによってメルtdownが起こってフクシマのようなことが起こってしまう、こういう関係の火山に関する主張をしてきたということです。

立証責任は基本的すべて事業者にある

司会：松岡弁護士

それでは報道陣のみなさん、質問ある方は挙手していただきます。

朝日新聞記者

まず火山ガイドは合理性があるという判断で、火山ガイドに照らして、という判断がくだされたということという理解でよいのか。

中野弁護士

そこは明確に書かれていない。どういう風に書かれているか、ちょっと理解が十分じゃない可能性もあるんですが、総論として内容については、火山ガイドは合理的と、書かれていますが、火砕流の噴火の規模を実は予測できないということは、モニタリングをするから大丈夫と。（川内原発仮処分で福岡高裁）宮崎支部はそこで火山ガイドは不合理とした。（噴火の時期や規模は）予測できないということは広島高裁も認めている、そこが火山ガイドとどう整合性あるかどうか、触れていない、今ひとつ整合性についてわからない。総論的には合理的だ、と書かれています。が中身をみると、合理的であることを前提に判断していないように見えます。 <次頁に続く>

記者

それで阿蘇の噴火が伊方まで到達できないと疎明ができないから、相手方に対する立証が不十分だから差し止めすべきだという理解でよろしいですか。

中野弁護士

立証責任は基本的すべて事業者にあるということです。ただ総論としては、司法審査のあり方としては、疎明はある程度よいことになっていますが、火山については、もう到達しているという可能性があるので、相当程度に確かな立証がなければだめだ、とそこだけ疎明の立証責任のハードルを上げているという理解ですね。

記者

そもそも立地評価（破局的噴火の論点）で立地不適としているわけですが、影響評価（火山灰の論点）は傍論ではないということでもいいですか？

中野弁護士

難しい。正直言って、裁判官もどっちか分からない、真偽不明なので、立証が足りていないから、ダメ、と言っているんですが。一応、考え方としては、果たして阿蘇4、一番大きかったのまで考慮しなければならないかというのは疑問の余地がある、社会的合意があるかどうか分からない、ただ火山ガイドは、VEI7を「考慮除外」にはしていないので、考慮しないといけないというのは法の趣旨だろう。ただ、阿蘇4について考慮しなくてよいかどうか、なので、火山灰についても、判断をしないといけない、という論理。



18年9月30日以降は 差止の延長申請

記者

今後どういう法的手段があるか。

中野弁護士

四国電力さんが異議審の中で、ここらへんのくらいの争いをするのかによる。（高裁決定が）確定したのであれば、（18年）9月30日以降は、改めて地裁に仮処分の申請を出す。

記者

申請自体は9月30日以後ですか。

河合弁護士

私どもは9月30日までに切った理由が、（仮処分では）証拠調べの手続きに制約があり、火山ガイドの本案訴訟で証拠調べの結果等を考慮してのことだろうと思います。ところが（9月30日までに）多分本案判決でないだろうと思います。とすると、なんら事情が変わっていないので（運転差止期限を）延長してください、そういう申立になります。これは地裁に対して申請します。

記者

今回、火山についての一点張りでした。こういう決定を出したことにする感想は？

河合弁護士

裁判は原告申立をしますね、いくつかの危険な理由がある、その内の一つがみとめられれば勝ちです。でも、2つ危険な理由がある、と裁判官としてはいくつも危険という場合には、いくつも認定しておいた方が上級審で覆されることもない、認める理由を2つ、あと3つは、その余の判断をするまでもなく、差し止めという形になる。

今回は火山のことに絞ってやった。ですから裁判所も決定をみると、その他の争点については、（決定文要旨で）たった4行、火山以外の争点については、新規基準は合理的であり、規制委員会の判断も合理的と認められる、と中身なんにもない、さらっと言っている。

それは傍論と本論の違い、判例としての価値があって、主論は火山ですよ、その他は傍論と分かっているから要旨をまとめるときもそうやった。この決定が出てきた、ここは火山なんです。

そこははっきりと理解されるようにお願いしたい。

記者

阿蘇カルデラの問題、松山や岩国も阿蘇に近い、そのへんのこれからの戦術は。

河合弁護士

水平展開できる、ましてや、もうちょっと他の原発、たとえば川内原発についてもおおきい。

行政訴訟はやっているんです。今日ここに書かれているような意味でやっている、そこに対する影響もすごく大きい。



司法は民主主義の安全弁

記者

司法の役割について。福井の時は、「司法は生きていた」と横断幕にあった。昨日四国電力の話を聞いたが、厳しい決定が出るかも知れない、という一方、万が一負けた場合には会見をやります、と負けることをほとんど想定していないような。行政が認めているんだからもう勝てるんだ、みたいな四国電力のおごりみたいなものを感じた。今回の結果を踏まえて、司法の役割を河合弁護士はどのようにお考えか。

河合弁護士

行政や政治の誤りを糾すためにはもうやはり司法しかないんですね。政治自体で変えていく方法というのはもちろん選挙とかそういうことであるんですけど、それでなかなか糾されない場合は、司法というのはとにかく正義を信じ、法を信じたら、「自ら省みて直くんば、千万人といえども我行かん」と、糾すことができる手段であり、民主主義が冒す誤りの安全弁なんですね。非常に重要なインフラストラクチャだと思います。

それは例えばアメリカを見ていると分かります。トランプがやるたとえば差別的な入国制限とか、ああいうものに対してきちんと司法がものを言ってさし止める。そういうことでも分かるように司法というのは一人でも闘って政策の誤りを糾すことができる重要なインフラストラクチャ。それを担っているのは裁判官。裁判官がそういう自覚を持っているかどうか、こういう場合の特に政治的に注視されるような裁判に重要性をもっている。

憲法では裁判官の独立ということをハッキリ、司法の、ではなく“裁判官の独立”ということをはっきりと謳っている。裁判官の独立ということは、立法からも行政からも自由、政治からも自由。で裁判所の中でも、最高裁からの自由というものもあるんですね。きちんと自立した裁判官として判断しなさいよ、法によってのみ拘束されるんで、それ以外のものに拘束されない独立と憲法の条文に裁判官の独立ということが謳われている。そういう意味で今日の裁判官はまさに独立した裁判官だなあと敬意を持って言うことができると思います。

＜次頁に続く＞



事業者に求める立証責任の程度

記者

争点になった司法審査のあり方、火山のところで止めたわけですが、大枠として新規基準に適合していたら合理的なんだ、という判断もあったかと思うんですが、その点についていかが。

南守弁護士

規制基準の合理性というのは司法として判断する、という前提がありました。

火山ガイドは合理的という判断をしたのも、少し解釈の仕方がありまして、火山ガイドの立地評価については、設計対応不可能な火山事象が原子力発電所に到達する可能性が充分小さいと評価できないときは止めると書いてある。これ充分小さいのか大きいのかということ判定するための基準だというふうにしたら、そもそもそんなことはできないから不合理だ。ということになるけれども、充分小さいということを事業者がちゃんと説明しなければ立地不適だよ、ということを書いてある、と読み方だとするとわざわざ不合理だという必要もないと読める。

広島高裁は、そういうふうに解釈をして、充分小さいということを事業者が疎明できていないから、不合理という判断をしたのかな。

伊方裁判の枠組みを民事訴訟に応用するというのは、昔の仙台地裁が女川裁判で作ってきた流れ。それに対して批判もあることは承知だが、大津地裁の決定もそうであったように、この司法として事業者に求める立証責任の程度をきちんと厳正に判断した上で、どの程度の安全性が求められるか、どの程度の危険性であればしなければならないか、を示す指標と考えれば一概に不当とは言えないのだろうと考えています。



裁判体内での白熱議論が推測される

記者

河合先生に弁護団声明の、改めてご自身の言葉で9月30日までの期限付きについてどうでしょう。

河合弁護士

9月30日までと期限を決められたのは、まあめでたさとしては3割減くらいだな、というふうに思っています。一つには、そういう期限を切ることによって社会的跳ね返りを少し緩和しようとしたのかな、というふうにも考えられる。

ただ、来年の9月30日までと切った理由が、さっき言ったように正式な証拠調べして、検証して判決が出る可能性がありますね、と、まあ超スピードでやれば来年の9月30日までに本案判決出る可能性もあるかもしれない、そうしたら、本案判決と仮処分決定が矛盾したら、本案判決が優先するのはそうルールですから、そういうのをみながら、超暫定的に、文字通り仮処分として止めるんだよと言っているわけですけど、僕はさっき言ったように来年の9月30日までに判決がでるとは思っていません。今はそんな進捗状況じゃないので、9月30日までに。

で、9月30日以降動かして良いという理由がない、この仮処分を失効させる理由がない、と思うので、それを期限延長するための仮処分を地裁にするべきだなというふうに考えています。

記者

もう一点、今回の、火山についてほぼパーフェクトけれども。地震動について、なにかありましたか。

河合弁護士

これは裁判官の中の合議が、白熱した状態が推測されるなと思います。結局でも大事なのは止めるということだよ、他のことはいろいろ意見も言っとくけど、いちおう熟議をしたということで判決決定のところで書くけれども、でも大事な部分は火山だよここで結論だすことになった、という合議の過程が読み取れるなあとというふうに思っています。

本来なら、その余の判断をするまでもなくとして割愛されるべきところが、全体の2/3くらいを占めているので、そういう意味では非常に興味有る決定だなあとというふうに思います。

ただ、その傍論の部分が今後他の裁判で引用され、あらは引用するかもしれないけれどもこちらは、それは傍論でしょう、結論を出すための論理、事実認定じゃありませんね、一種の学説と同じに過ぎないと言うし、法理論的にはそのような考え方が正しいと考えています。



「火山問題で勝つんだ！」

記者

火山事象の危険性について、大きな節目の決定かなあと思う。予兆というか、審尋の際に、河合先生も異例の踏み込み方だいうふうに2回目の審尋の後におっしゃったんですが、火山の関係で、もちろん求釈明には上がっていたかと思いますが、なにかしら野々上裁判長の裁判体のほうからなんからの白熱したやりとりとかありましたか。

南守弁護士

第2回の（審尋の）速記録をみていただければわかるように。火山灰の濃度の点についていつまでに対策ができるのかという話があったかと思います。まあ白熱というよりも、そこまでにし出してね、ということで特に議論があったというわけではございません。

記者

弁護団として、これをこれだけ膨らまして、これを主論のところの決定差し止めの理由にすることをしてきたというのは、想定範囲内か、それとも驚きの範疇ではなかったか。

河合弁護士

そうでもないです。地震のそこは非常に重要ですけど、勝ちやすいのは火山なんです。だからここからということも考えていましたし、特に中野弁護士や海渡（雄一）弁護士は火山についてくわしく研究して論陣を張っていましたので、「ここで勝つんだ」と言っていました。

司会：松岡弁護士

ありがとうございます、まだまだあるでしょうが、時間になりましたのでここで記者会見を終わらせていただきます。皆さまありがとうございました。

抗告人・原告団はどうみるか

<抗告人・原告団声明>

伊方原発3号機仮処分命令申立事件 広島高裁抗告審決定によせて

はじめに

広島高等裁判所の抗告審を担当した裁判体（野々上友之裁判長、太田雅也右陪席＝職務代行、山本正道左陪席）に満腔の敬意を表します。3人の裁判官は、両度にわたる求釈明、理非を尽くした審尋ぶり、火山問題などに代表されるように、緻密かつ独創的な論理展開、用意周到なる裁判計画など精密な審理を展開し、結論として正しい決定を導き出しました。昨今司法の独立について大きな疑念が各方面から指摘される風潮のなかで、3人の裁判官は「司法の独立」の旗を守り抜いたといえましょう。

さらに特筆すべきは、こうした精密な審理を展開し正しい決定を導くことによって、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」とする日本国憲法第76条第3項の規定を、見事なまでに現実化、肉化したことです。今回の私たちの勝利は、単に伊方原発3号機の即時運転差止を勝ち取ったというに止まらず、現行日本国憲法を基盤とした日本の民主主義の勝利といえることができます。

まことに現行日本国憲法なかりせば、私たちの勝利もまたありえませんでした。

今回決定（野々上決定）の最重点

野々上決定は『司法審査の在り方』で、「抗告人ら住所地と伊方原発の距離（広島市居住者につき約100km、松山市居住者につき約60km）に照らすと、抗告人らは、伊方原発の安全性の欠如に起因して生じる放射性物質が周辺の環境に放出されるような事故によってその生命身体に直接的かつ重大な被害を受ける地域に居住する者ないし被害の及ぶ蓋然性が想定できる地域に居住する者といえる。」と明確に述べています。（要旨2頁、決定文175頁から184頁）

野々上決定は、これまでのいかなる決定文書とも異なり、原発苛酷事故によって生命身体に直接的かつ重大な被害を与える原因因子は「放射性物質」である、すなわち電離放射線による被曝被害であると明確に述べています。

「被爆地ヒロシマが被曝を拒否する」を旗印として裁判運動を戦う私たちの真意をくみ取り、ヒロシマの高等裁判所としてこれほどふさわしい決定はありません。まことに「核エネルギーと人類は共存できない」のであります。

しかも100km離れた広島であろうと、60km離れた松山であろうと、苛酷事故による電離放射線被曝被害には、30km圏はもちろん、県境も、国境もないことを強く示唆する決定であり、原発再稼働に反対して戦う多くの人たちへの力強いメッセージともなっています。

戦いはまだまだ続く

とはいえ今回の勝利は、連綿と継続する「反原発・反被曝」の戦いの、ほんの一コマにしか過ぎません。原発など核施設を推進しそのためには私たち一般市民に放射線被曝を強制することなど厭わない勢力（原発推進勢力）が、今回決定でその企図を諦めるなどとは毛頭考えていません。かならずありとあらゆる手段を使って反撃するだろう、100年先どころか、わずか10年先の日本の将来にも盲目のまま、つまらぬ

目先の損得勘定を唯一絶対の動機として今回決定を転覆させるにかるだろう、と見通しております。原発推進勢力と私たち民主主義勢力との戦いはこれから本格的にはじまるといえるでしょう。

しかしながら今回広島高裁決定の歴史的意義がいささかなりとも損なわれるものではありません。それどころか福井地裁樋口決定、大津地裁山本決定に続く広島高裁野々上決定は後世日本の歴史の中で燦然と光り輝くことでしょう。

また高裁決定という意味では、一連の地裁決定よりもはるかに広汎かつ根源的な影響を日本の社会全般に及ぼすことでありましょう。

鍵を握るのは反・脱原発世論の形成

いかなる世論調査をみても原発に反対の人たちは日本の市民の6割を越えます。原子力委員会が学者グループに委託した詳細かつ学術的な調査では8割の市民が反・脱原発感情をもっています。

にもかかわらず、こうした日本の市民の反・脱原発感情が、なぜ国の政策に大きな影響を与え、国の政策変更に至らないのか。それは多くの市民の反・脱原発感情が、感情・情緒のままに止まり、科学的・実証的な反・脱原発への確信と決意に至っていないからだ、というほかはありません。一言でいえば、反・脱原発への揺るぎのない確固とした『反・脱原発世論』の形成が道半ばであることに大きな理由があります。

私たちは今回勝利を大きな契機として、同じ志をもち伊方原発運転差止仮処分命令申立に立ち上がっている松山、大分、山口の同志たちやその他反・脱原発を志す多くの市民グループと共同歩調をとりながら、確固とした『反・脱原発世論』形成を主導する所存です。原発など私たちの生存を根本から脅かす核施設を日本から放逐する最終的な鍵は結局、確固とした『反・脱原発世論』の形成にあると確信しております。

おわりに

本声明を終えるにあたり、私たちの弁護団の獅子奮迅の活躍に触れないわけにはいきません。ここ僅か2年間をとってみても、私たちの弁護団は、一時も止まらず、従来論点を深く掘り下げ、新たな論点を開拓し、新たな証拠・証人を発掘し、書面を準備し、その一方では私たちを力づけ、士気を鼓舞しつつこの勝利に導いたのです。しかも資金力の乏しい私たちを受け入れ、ほぼ100%自己犠牲の上にたって献身的にこれら一連の裁判に取り組んで来ました。その知力、精神力、行動力、自己犠牲の精神、揺るぎのない確信と決意は驚嘆に値するといわざるを得ません。この裁判の勝利は弁護団の献身的な働きのおかげといっても全く過言ではありません。

私たちは大きな感謝と深い尊敬を私たちの弁護団に捧げるものです。

2017年12月16日

伊方原発広島裁判
仮処分抗告人・本訴原告団一同



【写真説明】広島高裁前、勝った場合の旗は3つありました。